

## 佐野市電子入札運用基準

この運用基準は、佐野市財務規則(平成17年佐野市規則第59号)及び佐野市電子入札実施要綱(平成24年佐野市告示第29号。以下「実施要綱」という。)に基づき、電子入札に係る入札手続を適切かつ円滑に運用するため、必要な基準を定めるものとする。

### 1 電子入札実施の基本方針

電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理することとし、原則として書面による入札書の提出(以下「紙入札」という。)は認めないものとする。ただし、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### 2 紙入札の承諾基準

#### (1) 当初から紙入札での参加を認める基準

入札執行者は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)から、実施要綱第12条第1項に規定する紙入札方式参加承諾申請書(以下「紙入札承諾申請書」という。)が提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

- ① 指名競争入札において、電子入札システムに登録をしていない入札参加者が指名を受け、かつ、ICカードを取得していないため本市の電子入札システムへの利用者登録をただちに行えない場合
- ② ICカードの名義人等、電子証明書記載事項の変更によりICカードの再取得の申請をし、準備中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わない場合
- ③ 電子入札システムには既に登録済であるが、ICカードが失効(ICカードの有効期限が到来するため等)、閉塞(暗証番号の誤入力によりその使用が停止された場合等)又は破損等のやむを得ない事由により使用できなくなり、ICカードの再取得の申請をし、準備中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わない場合
- ④ 電子入札システムには既に登録済みであるが、システム障害又は通信障害等により参加できない場合

#### (2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札手続の開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められ、紙入札承諾願が提出されたときは、次のいずれかの事由に該当し、かつ、入札書の受付締切日時までに紙入札への変更手続の完了が見込め、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限って、紙入札への変更を認めるものとする。

- ① システム障害又は通信障害等により締切に間に合わない場合
  - ② ICカードが失効(ICカードの有効期限が到来するため等)、閉塞(暗証番号の誤入力によりその使用が停止された場合等)又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合
  - ③ その他明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合
- (3) 紙入札への変更を認めた場合の取扱い
- 前2号の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する者(以下「紙入札者」という。)として電子入札システムに登録し、当該紙入札者に対し、紙入札への変更後においては電子入札システムによる処理を行わないよう指示するものとする。ただし、既に処理済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の手続を要しないものとする。
- (4) 紙入札者の入札書等取扱い
- ① 紙入札者の書類等の提出期限は、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とする。ただし、入札書及び積算内訳書の提出期限は、開札日の前々日とする。
  - ② 紙入札者は、入札書及び積算内訳書を提出するときは、長型3号で中身が透けて見えない封筒に入れて封かんし、封筒には次の事項を記載するものとする。
    - ・表面に記載する事項  
開札年月日、工事(業務委託)名、入札書在中
    - ・裏面に記載する事項  
紙入札者の住所、商号又は名称、代表者の氏名、電話番号
  - ③ 紙入札者の書類等の提出方法は、あらかじめ指定した場所に持参又は郵送によるものとする。
  - ④ 紙入札者は、くじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子入札システムに内蔵された電子くじ用の3桁の任意の数値を入札書に記載するものとする。なお、電子くじ用の数値の記載がない場合は、入札書記載金額の上3桁の数字を電子くじ用の数値とみなすものとする。

### 3 案件登録

#### (1) 各受付期間等の設定

- ① 入札書受付開始予定日時は、開札予定日の6日前(佐野市の休日を定める条例(平成17年佐野市条例第2号)第1条に定める市の休日(以下「市の休日」という。))を除く。以下同じ)午前8時30分を標準とする。

- ② 入札書受付締切予定日時は、開札予定日時の前日午後4時を標準とする。
- ③ 積算内訳書の開封予定日時は、開札予定日時と同一とする。
- ④ その他の期間等日時の設定に当たっては、従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 指名通知日又は入札公告日以降の案件の修正

指名通知日又は入札公告日以降において、案件登録情報に錯誤が認められた場合には、以下の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

- ① 錯誤案件に対して入札書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。  
(修正例：受付開始時刻 13：00 同締切時刻 13：01)
- ② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。  
(修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)
- ③ 新規の案件として改めて登録する。
- ④ 既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡のとれる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を送信するように依頼する。

(3) 紙入札への移行時の処理

特段の事情により入札執行者が当該案件を電子入札から紙入札へ移行するに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」(見積の場合は、「(紙見積に移行)」)と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

4 添付書類の取扱い

(1) 利用アプリケーション及びバージョンの指定

入札手続きにおいて必要な添付書類は、原則として電子ファイルにより提出するものとする。

- ① 一般競争入札における入札参加申請書及び入札書に添付する積算内訳書(以下「添付書類」という。)は、市ホームページからダウンロードしたファイルのみを使用するものとする。
- ② 添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。なお、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word 9 5 形式以降
2	Microsoft Excel	Excel 9 5 形式以降
3	Adobe Acrobat	PDF (Acrobat 5.0 形式以降) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式)

(2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 持参又は郵送を認める基準

添付書類の容量が2MBを超える場合又は提出書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、持参又は郵送による提出を認めるものとする。

(4) 持参又は郵送の方法及び提出期限

持参又は郵送での提出を認める場合の方法及び提出期限は次のとおりとする。

- ① 電子入札システムにより「提出書類通知書」(様式1号)の送信を求めるものとする。
- ② 必要書類の一式を持参又は郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めないものとする。
- ③ 一般競争入札に係る参加資格確認申請書等の書類にあつては持参、積算内訳書等にあつては持参又は郵送により提出を求めるものとする。
- ④ 持参又は郵送の提出期限は、入札執行者への到着日時をもって判断し、電子入札システムによる当該提出書類の提出期限と同一とする。

(5) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された添付書類にウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、必要に応じ持参又は郵送により改めて提出するよう指示するものとする。

(6) 質問及び回答

電子入札の公告の内容に関する質問については、書面を持参して行うものとする。この場合において、当該質問に対する回答は、市ホームページ(入札情報公開システム)に掲載するものとする。

(7) 評価項目算定資料の提出

総合評価落札方式における評価項目算定資料は、持参により提出するものとする。

## 5 入札

(1) 入札書の提出時の留意点

入札参加者は、入札書の提出にあたって次の事項に留意するものとする。

- ① 入札書の入札は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- ② 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕を持って処理を行うこと。
- ③ 電子入札システムにより入札書が正常に提出されたことを、当該システムの入札書

受信確認通知により確認すること。

- ④ 積算内訳書等の提出を要する場合は、積算内訳書等を電子ファイルで入札書とともに提出すること。

## (2) 入札書未送信者の取扱い

入札書締切予定日時になっても電子入札システムにおいて入札書の記録が確認できない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなすものとする。

## (3) 入札書等提出後の撤回等

提出された入札書又は辞退届は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

また、電子入札システムにより入札を提出後、入札参加者の参加資格の条件を満たさなくなったと認められる場合(指名停止処分となった場合や会社が倒産した場合など)は、当該入札書は無効とする。この場合、電子入札システムの入札状況登録において当該入札者にチェックを入れ、当該入札書は開札しないものとする。

## 6 開札

### (1) 紙入札の取扱い

紙入札者がいる場合は、はじめに紙入札者の入札書を開封して当該入札書記載金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

### (2) 落札者決定通知書の送付

入札執行者は、落札者を決定したときは、全ての電子入札システムによる入札参加者に対して落札者決定通知書により通知するものとする。

### (3) 事後審査型確認条件付一般競争入札における確認申請書等の提出

入札執行者は、事後審査型条件付一般競争入札において落札候補者が決定したときは、確認申請書等を持参により提出させるものとする。

### (4) 総合評価落札方式を適用した案件における開札後の通知

入札執行者は、総合評価落札方式を適用した案件の開札の結果について、電子入札システムの進捗状況登録により、最低価格入札者名、入札書記載金額及び総合評価点の算出を行う旨の通知を行い、総合評価点を算出後、落札者を決定するものとする。

### (5) 低入札価格調査になった場合の取扱い

入札執行者は、低入札調査基準価格を設定した案件において、最低価格入札者のした入札が当該低入札調査基準価格を下回る場合(総合評価落札方式を適用した案件を除く。)は、電子入札システムの進捗状況登録により最低価格入札者名、入札書記載金額及び落札者の決定を保留する旨の通知を行い、低入札価格調査後、落札者を決定するものとする。

(6) 分離・分割発注に係る入札の取扱い

分離・分割発注に係る入札条件を付した入札の開札を行う場合、先に行われた落札者が提出したその後の入札に係る入札書は無効とし、当該入札書は開札しないものとする。

ただし、先に行われた入札において、実施要綱第17条の規定により落札者の決定を保留した場合は、開札を行うものとする。この場合、先に行われた入札の落札候補者とその後の入札に係る落札候補者が同一のときは、その後の入札に係る落札者の決定を保留するものとする。

(7) くじになった場合の取扱い

- ① 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者（以下「最低価格者」という。）が2者以上ある場合には、電子くじの実施後、落札者決定通知書を発行するものとする。
- ② 事後審査型条件付一般競争入札において、最低価格者が2者以上になった場合には、電子くじにより入札参加資格審査の順位を決定する。その後、審査順位が第1位の者から審査を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定する。満たしていない場合は、第2位の者の資格を審査し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとする。
- ③ くじは、電子くじによるものとし、入札参加者はくじの結果に異議を申し立てることはできない。

(8) 開札を中止する場合の取扱い

開札を中止する場合は、電子入札システム又はその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨の通知を行うとともに、既に提出された入札書については開封しないものとする。

(9) 入札参加者側の障害による開札時間等の変更

- ① 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申出があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。
- ② すぐに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うことができるものとする。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、2（2）参照。）

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他時間延長が妥当であると認められる場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害

であると認められる場合を除く。)

- ③ 変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。（送信できない場合は、電話等で対応する。）

#### (10) 発注者側の障害による開札時間等の変更

- ① 発注者側に障害が発生した場合は、電子入札システムのシステム管理者と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に移行するものとする。
- ② 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。（送信できない場合は、電話等で対応する。）

## 7 利用者登録及び I C カードの取扱い

### (1) 利用者登録

- ① 入札参加者は、実施要綱第4条の登録を行う場合、利用者登録に先立ち、電子入札利用者登録番号請求書（様式第1号）を提出しなければならない。
- ② 入札執行者は、電子入札利用者登録番号請求書の提出を受けたときは、電子入札利用者登録番号決定通知書（様式第2号）により、入札参加者に対し、業者番号を交付するものとする。
- ③ 入札執行者は、入札参加者が、建設工事及び建設工事に係る調査設計委託業務の両方で電子入札に参加するときは、それぞれに対し業者番号を交付するものとする。
- ④ 入札参加者は、実施要綱第4条第4項の規定により I C カードを新たに取得した場合は、入札参加資格審査申請書変更届及び電子入札利用者登録番号請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

### (2) I C カード

- ① 電子入札を利用できる I C カードは、入札参加資格者名簿に登載されている代表者又は受任者（代表者から入札、契約締結等に関する権限を委任された者。以下同じ。）の実施要綱第2条第3号に規定する特定認証業務を行う者が発行したもので、開札日時において有効なものとする。

- ② 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)におけるICカードは、特定JVの代表構成員の代表者又は受任者のICカードとする。

## 8 ICカード不正使用等への対応

入札参加者がICカードを7に掲げる事項及び実施要綱第4条に違反して使用した場合又は次に掲げる不正使用等をした場合は、当該入札参加者の指名の取消し又は入札の無効等により、当該入札への参加を認めないことができる。

なお、落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札に参加した場合
- (3) 同一案件に対して、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合
- (4) その他、明らかにICカードを不正使用したものと認められる場合

## 9 運用時間

### (1) 電子入札システムの運用時間

電子入札システム及び入札情報サービスシステムの運用時間は、市の休日を除く次の時間帯とする。

区 分	電子入札システム運用時間	入札情報公開システム運用時間
入札 執 行 者	午前8時30分～午後8時	午前8時30分～午後8時
入 札 参 加 者	午前8時30分～午後8時	午前6時～午後11時

### (2) ヘルプデスクの運用時間

電子入札ヘルプデスクの運用時間は、市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

## 附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から適用する。

電子入札利用者登録番号請求書

年 月 日

佐野市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名（受任者）

印

佐野市電子入札システムによる電子入札に参加する際に使用する I C カードの情報を次のとおり届け出ます。

つきましては、佐野市電子入札利用者登録番号（工事・測量建設コンサルタント業務委託用）を請求いたします。

記

認証局の名称	
シリアル番号 (カード I D ・ 番号)	
有効期限	年 月 日
所有者所属組織名称	
所有者氏名	
代表窓口情報メールアドレス (注意 4 参照)	
I C カード利用部署メールアドレス (注意 4 参照)	
請求区分 (注意 5 参照)	新 規 ・ 更 新 ・ 変 更 ・ 追 加

【注意】

1. I C カードの所有者名が代表者名と異なる場合には、入札が無効になる場合がありますのでご注意ください。（代表者とは、佐野市の建設工事又は測量建設コンサルタント業務委託等の入札参加資格者又は権限を年間委任している場合はその受任者となります。）
2. 本請求書は、「工事・測量建設コンサルタント業務委託」についての電子入札に参加するための利用者番号請求書となります。
3. 工事又は業務委託のどちらを請求するか該当する方を○で囲んでください。両方に登録する場合は、I C カードが 2 枚必要になりますので、それぞれ申請をしてください。
4. 代表窓口情報のメールアドレスは、指名のお知らせが送付されます。I C カード利用部署のメールアドレスは、指名以外のお知らせが送付されます。代表窓口情報と I C カード利用部署のメールアドレスは、同じでもかまいません。
5. 新規・更新・変更・追加のうち該当するものを○で囲んでください。  
・新規…初めて佐野市の電子入札に登録する場合、  
・更新… I C カードの有効期限で更新する場合、  
・変更…代表者、受任者等が変更になった場合、  
・追加… 2 枚以上登録する場合

様式第 2 号

電子入札利用者登録番号決定通知書

年 月 日

所在地  
 商号又は名称  
 代表者名（受任者） 様

佐野市長 印

年 月 日付けで申請のありました、佐野市電子入札利用者登録番号について、次のとおり決定したので通知します。

つきましては、使用する IC カードについて、電子入札システムから利用者登録をお願いします。

記

登録企業等名称	
代表者氏名（受任者）	
登録区分	
佐野市電子入札業者番号	
設計図書電子閲覧パスワード	

【電子入札システム利用（登録）上の注意点】

1. IC カードの所有者名が佐野市の入札参加資格者名簿に登録となっている代表者（契約締結権を営業所等に年間委任している場合の代表者はその受任者）と異なる場合には、入札が無効になる場合がありますのでご注意ください。
2. IC カードの有効期限にご注意ください。有効期限が切れたカードは使用できなくなります。
3. 利用者登録時の「商号又は名称」の株式会社、有限会社については、（株）、（有）と入力してください。ただし、変換文字の(株)(有)は使用不可。カッコと文字は全て全角で入力願います。
4. システム登録時の「業者番号」欄には、佐野市電子入札業者番号（9桁）を入力してください。
5. 電子入札システムの登録作業する際は、佐野市ホームページ上の「佐野市電子入札のページ」に掲載された「利用者登録にあたっての留意事項」を必ず読んでから登録作業を行ってください。

※登録区分は、1. 工事 2. 測量・建設コンサルタント業務委託の区分で表示されます。  
佐野市電子入札業者番号及び設計図書電子閲覧パスワードは、紛失等しないように保管願います。